

## 地方分権改革の推進について

平成26年10月21日

地方六団体

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げた「まち・ひと・しごと創生」の取り組みがスタートした。政府は、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げることが重要としている。安倍内閣のもと、地方分権改革が「提案募集方式」の導入など新たなステージに入ったことはまさに時宜を得ており、具体的な結果を残さなければならない。

地域が直面する課題について、地域自らが自主的・自立的な取り組みを行うことができるよう、地方への事務権限の移譲、「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた義務付け・枠付けの見直しを実現する必要がある、このため、特に、以下の取組を進めるべきである。

### 農地制度の見直しについて

地方に「しごと」を生み出し、「まち」に「ひと」が住み、希望を持ち続けることができるようにするためには、農業の再生と、総合的なまちづくりの両立を実現する必要がある。

このため、真に守るべき農地を確保しつつ、住民に身近な地方自治体が主体となって地域の実情に応じた土地利用を実現する観点から、「まち・ひと・しごと創生」のための地方分権改革の最重要課題として農地制度のあり方を見直す必要がある、具体的には、以下の見直しを行うべきである。

- 一 農地の総量確保の目標については、市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本とし、国、都道府県及び市町村が議論を尽くした上で設定し、それぞれが責任をもって目標達成のための施策に取り組むこととする。これにより、農地確保の責任を国と地方が共有し、農地の総量確保の仕組みの実効性を確保する（マクロ管理の充実）。
- 一 これを前提として、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、大臣許可・協議等に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに総合的なまちづくりに支障をきたしていることから、基

準の明確化等の措置を講じた上で、大臣許可・協議を廃止し、市町村に移譲する。

なお、過日、農林水産省から、農地転用許可等の権限移譲は行わないが、農地の総量確保の目標設定に当たって、市町村の意見を聴取するという案が提示されたが、農地の総量確保について農業や農村の実態を最も理解している市町村が責任を負うこととする以上、もはや、個々の農地転用許可等について市町村に移譲できない理由はない。

#### 提案募集方式等について

初年度の取り組みがスタートした提案募集方式については、個々の地方公共団体からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するシステムとして評価するものである。現に、募集に応じて、土地利用等の事務・権限の移譲、福祉施設に係る「従うべき基準」の見直しをはじめとして、953件にのぼる積極的な提案が提出され、まさに意欲と知恵がある地方からの具体的な提案となっている。しかしながら、各府省の第一次回答で提案内容を実施するとされたものはわずか6件に過ぎない。このように各府省が、地方が失望する対応を取り続けることは、いたずらに徒労感だけを残し、地方の自立への意欲を削ぎ、国全体の活性化に大きな支障となる。

地方からの提案を真摯に受け止め、地方分権改革推進本部長の安倍総理のもとで、各大臣のリーダーシップにより、実現に向けた取り組みを積極的に進め、提案募集方式の初年度の結果がさらなる地方の意欲を引き出すものになるようにするべきである。

また、同じく新たに導入された手法である「手挙げ方式」についても、地方の意欲及び個性を尊重し、全国どこでも同じ枠にはめるのではなく、それぞれの地域にあった、言わばオーダーメイドの施策の実施に資する手法となるよう、政府として積極的に活用するべきである。

#### その他

今後、第4次一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を確実に進められたい。

# 農地制度のあり方について〔ポイント〕

〔地方六団体〕

## 〔基本的認識と改革の方向性〕

○真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識

○地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進  
国と地方（都道府県・市町村）が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築（マクロ管理の充実）するとともに、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、市町村が担うべき



## 〔事務・権限の移譲等に関する見直し方針（平成25年12月20日閣議決定）〕※関係部分

○地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、回法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  
○国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

## 現行制度の課題

### ○農地の総量確保目標と現実の乖離

- ・農振編入・除外等は概ね見込み通り  
一方で、耕作放棄地の発生は見込みを上回る状況

### ○目標設定プロセスの課題

- ・総量確保の目標の設定にあたり、国・地方で十分な議論が尽くされなかった

### ○総合的な土地利用行政の観点からの課題

- ・大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまちづくりに支障  
※2 ha以下…知事許可  
2 ha超4 ha以下…知事許可（要大臣協議）  
4 ha超…大臣許可

### ○農地確保に資する施策の必要性等

- ・目標の達成に向け、農地の集積・集約化、耕作放棄地対策に取り組む必要
- ・条件不利農地等、地域によって農地は多様

## 見直しの方向性

### 農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みを充実〔国・地方協力による実効性確保〕

- ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定  
（国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置）  
（地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施）
- ・地方においては、
  - 新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記（※現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ）
  - 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定
  - 目標管理に係る実行計画の実施状況等について、第三者機関が事後評価

### 農地転用許可制度等（ミクロ管理）の見直し〔市町村主体〕

- ・個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲
- ・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
- ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止

### 農地において農業が力強く営まれるための取組を充実

- ・国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進